

ファイナンシャルプランナーに

聞く

知っていたら
ちょっと得する家造り

Vol. 1 相続について



家造りの際には、分からないことやちょっとした困難に直面することがあります。そこで、知っていればちょっと得をする方法や、今さらこんな事聞けないけど...というお話をファイナンシャルプランナーに解説して頂きます。

今月のQuestion 1

祖父名義の土地に家を建てようと思いましたが何か注意することはありますか？



今後、このような話は増えていくのではないのでしょうか？
そこでどのような点に注意したらいいのかわせて頂きましょう。



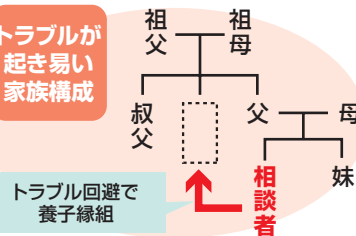
A お父さんに兄弟がいる場合は、注意が必要です。相続発生時にトラブルになる可能性があります。法定相続人は家族構成により異なりますが実子がいる場合は、配偶者と子供が法定相続人となります。

トラブルにならない
家族構成



A 今回の場合は、祖母とお父さんとその兄弟の叔父叔母になります。今、家を建てようと考えているあなたは、法定相続人ではありません。このような場合、相続発生時のトラブルを回避するために、**養子縁組**をする方もいます。相続税の**軽減効果も得られませんし遺言書を作成する手間もありません**。ただし、遺産が少ない場合は遺留分を考慮した遺言書を作成することをお勧めします。

トラブルが
起き易い
家族構成



注) 遺留分とは法定相続人が最低相続できる割合で法定相続分の1/2です。

今月のQuestion 2

友達が家を建てた時、奥さんの名義を入れたと聞いたのですがなぜですか？

Q



A 理由は2つ考えられます。ひとつは奥さんの**親**や**祖父母**などから**住宅取得資金の贈与**を受けた場合です。この場合、直系の奥さんの名義にしなければ特例を受けることが出来ません。

もうひとつ考えられるのは、住宅ローン減税を受ける共働きの場合です。お子さんがいると所得税が少なく、ご主人だけでは100%減税の効果も受けられない場合があります。この時に、奥さんの所得税からも還付を受けるために奥さんの名義も入れる場合があります。